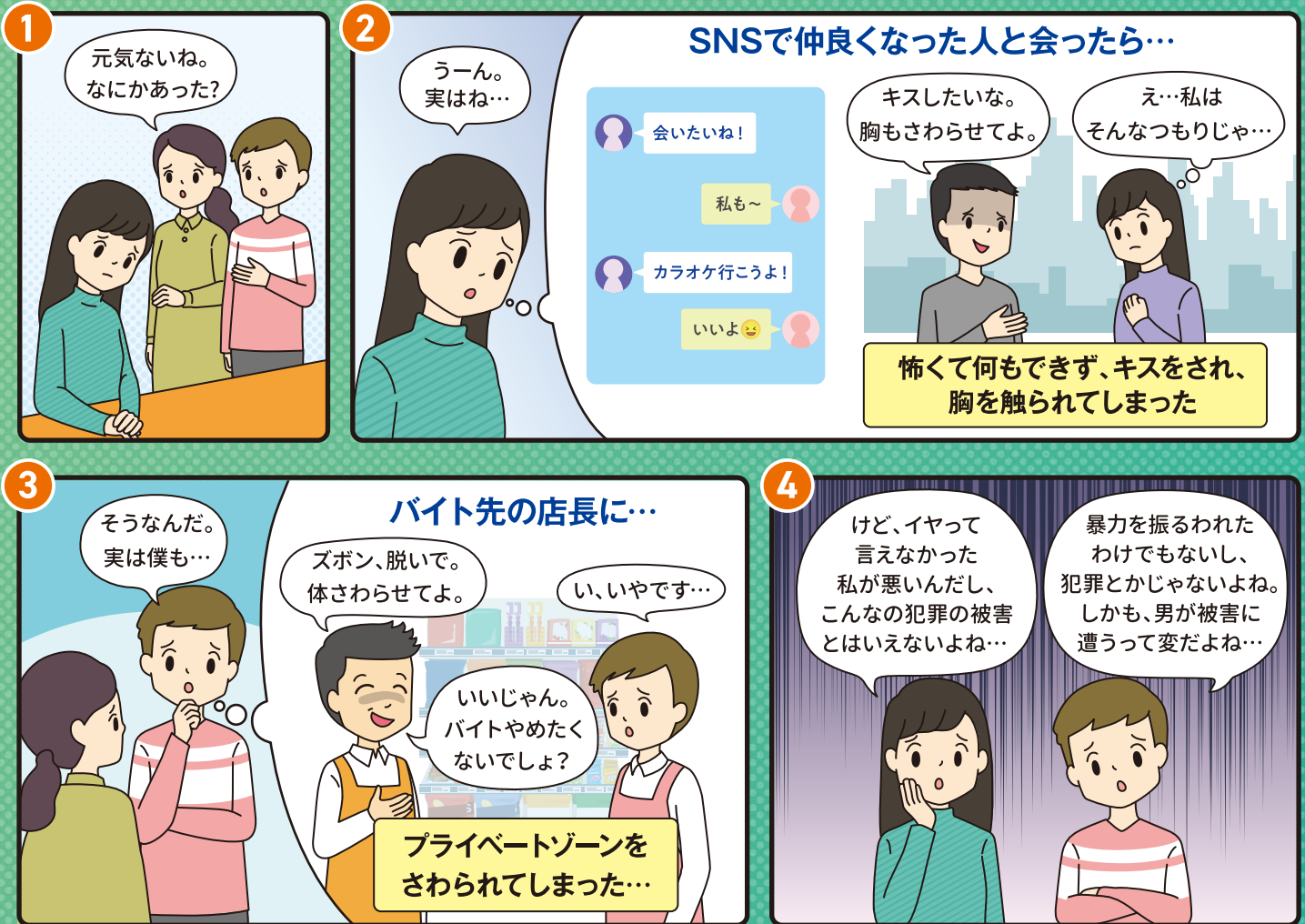


あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました



そんなことはありません！

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態^{※1}」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」を貫くことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



さらに

このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは、**13歳以上16歳未満(15歳以下)**の子どもに対して、その人より5歳以上年上の人^が性的な行為した場合、その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」**が成立します。



撮影罪・提供罪

人の性的な部位・下着を、

- 例えば**
- 正当な理由なく、ひそかに撮影する行為
 - 「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、
「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為
 - このようにして撮影された写真・動画を
人に提供する行為

は、「**撮影罪**」・「**提供罪**」という犯罪です。
また、撮影される人が**16歳未満の子どもの場合***2は、
その子どもが同意しているかどうかにかかわらず、
「撮影罪」や「提供罪」が成立します。

サークルの飲み会でお酒を飲ませて・・・



裸の写真を撮られてしまった・・・

面会要求等罪

16歳未満の子ども*2に対して、

- 例えば**
- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
 - その子ども自身の性的な写真・動画を撮って送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



SNSで知り合った中学生に・・・



*2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、行為者が5歳以上年長のときに犯罪が成立する。

公訴時効の延長

公訴時効期間*3は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- 不同意性交等致傷罪などは20年
- 不同意性交等罪などは15年
- 不同意わいせつ罪などは12年に延長されました。

*3 犯人を処罰するために起訴することができる期間

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891
※24時間受付



性暴力に関する
SNS相談 (チャット)

「Cure time(キュアタイム)」
※毎日17時～21時受付



性犯罪被害相談 (警察)

(ハートさん)
無料 ☎ #8103
※24時間受付